

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本 題】確定給付企業年金の 2024 年度財政決算結果について P1

【コラム】受給権者死亡時の届出手続きと法令改正について P7

確定給付企業年金の 2024 年度財政決算結果について

1. はじめに

弊社に総幹事業務を委託いただいている確定給付企業年金制度の 2024 年度財政決算結果（資産運用利回りおよび積立比率等の分布状況など）について、過去の推移を交えながら解説いたします。なお、基金型については 2025 年 3 月末決算（全 67 件）を、規約型については 2024 年 9 月末決算、2024 年 12 月末決算、2025 年 3 月末決算および 2025 年 6 月末決算（全 933 件）を対象に集計しております。

2. 資産運用利回りおよび予定利率について

資産運用利回り（運用報酬控除後の時価ベース利回り）の平均値の昨年度との比較は、＜図表 1＞の通りです。

決算期毎に見ると、2024 年 9 月末決算と 2024 年 12 月末決算については、国内外の株価上昇によるプラスの影響が日本のマイナス金利政策解除や各国の政策金利引き上げなどの影響を上回り、全体としては資産運用が好調に推移したことから、資産運用利回りは昨年度と同等の高い水準となっています。一方で、2025 年 3 月末決算と 2025 年 6 月末決算については、米関税政策による景気減速懸念があり 2 月から 4 月にかけて急激に株価が下落したため、資産運用利回りは昨年度から低下しました。

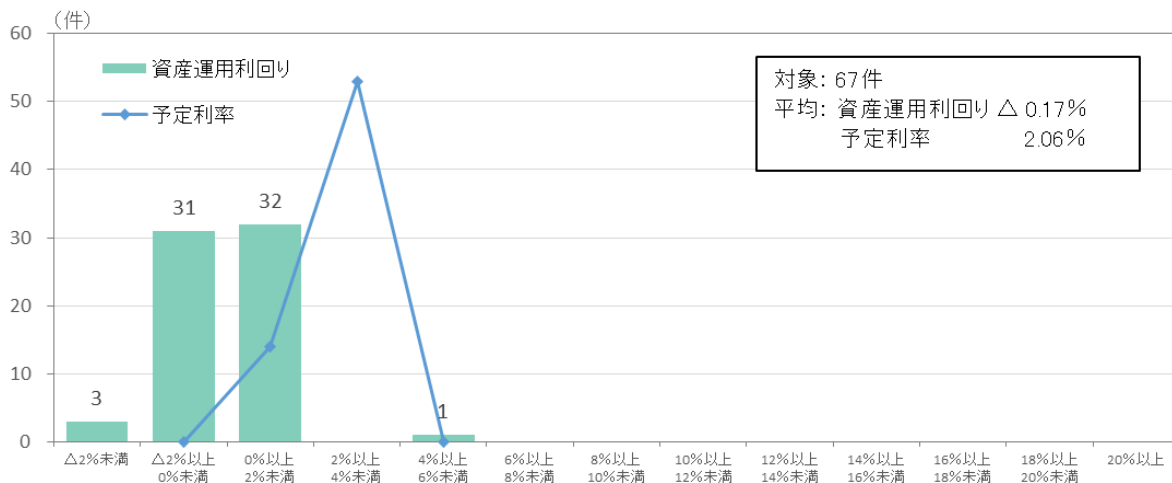
＜図表 1＞資産運用利回りの平均値の昨年度との比較

	基金型	規約型				
	2025 年 3 月末	計	2024 年 9 月末	2024 年 12 月末	2025 年 3 月末	2025 年 6 月末
昨年度	9.19 %	7.96 %	5.31 %	8.41 %	11.10 %	8.19 %
当年度	△ 0.17 %	3.65 %	7.64 %	7.33 %	△ 1.51 %	△ 0.95 %
変化	↓	↓	↑	↓	↓	↓

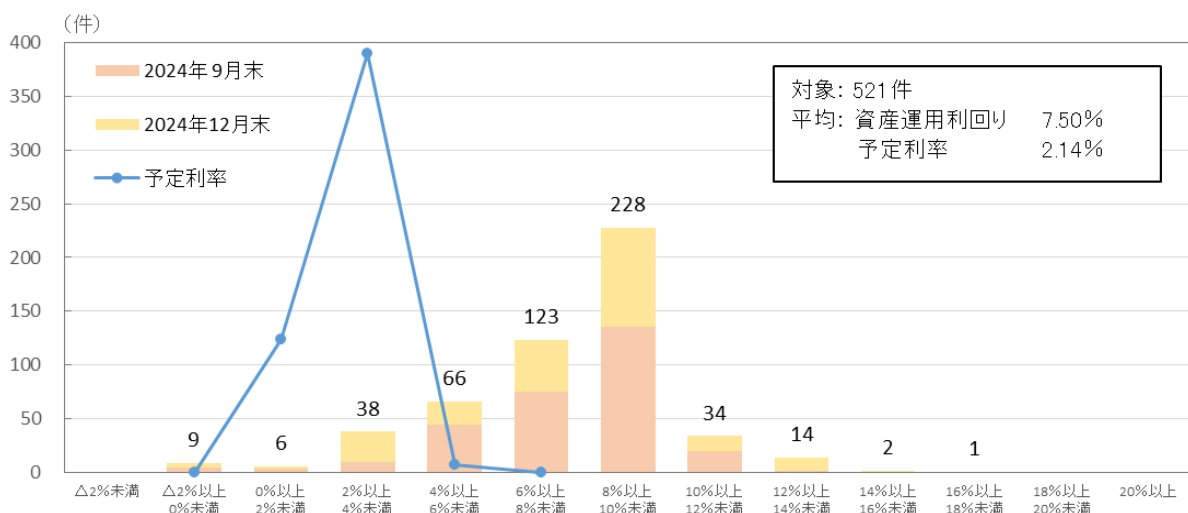
資産運用利回りおよび掛金率の算定に用いる予定利率の分布状況は、＜図表 2－①＞、＜図表 2－②＞および＜図表 2－③＞の通りです。

予定利率は年 2.0%～2.5%を中心として分布しており、今年度の資産運用利回りは 2024 年 9 月末決算と 2024 年 12 月末決算では大部分の制度が予定利率を上回っていたものの、2025 年 3 月末決算と 2025 年 6 月末決算では基金型、規約型ともに大半の制度が予定利率を下回りました。

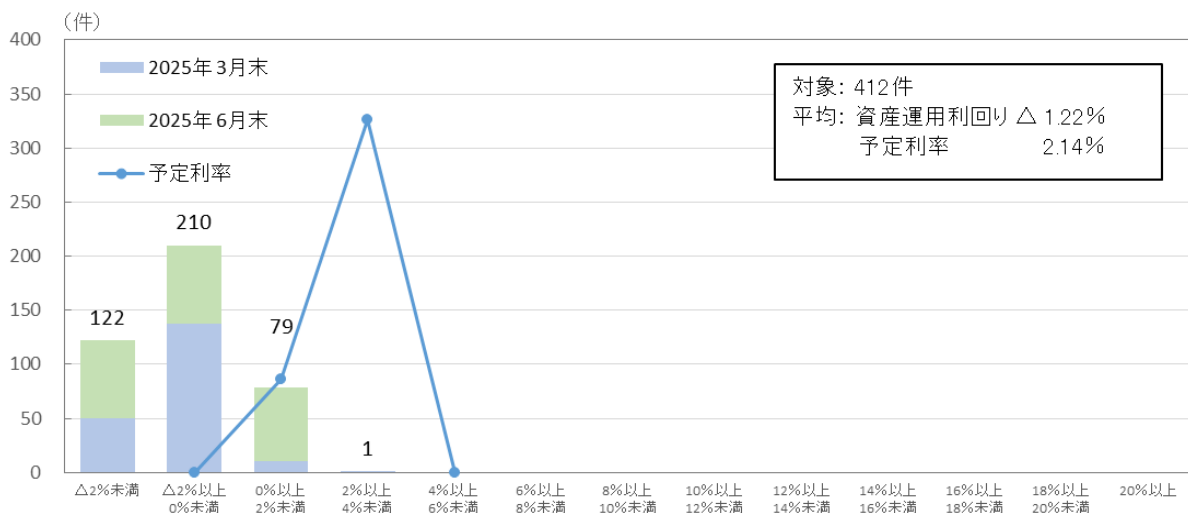
＜図表２－①＞基金型における資産運用利回りおよび予定利率の分布状況（2025年3月末決算）



＜図表２－②＞規約型における資産運用利回りおよび予定利率の分布状況
（2024年9月末決算、2024年12月末決算）



＜図表２－③＞規約型における資産運用利回りおよび予定利率の分布状況
（2025年3月末決算、2025年6月末決算）



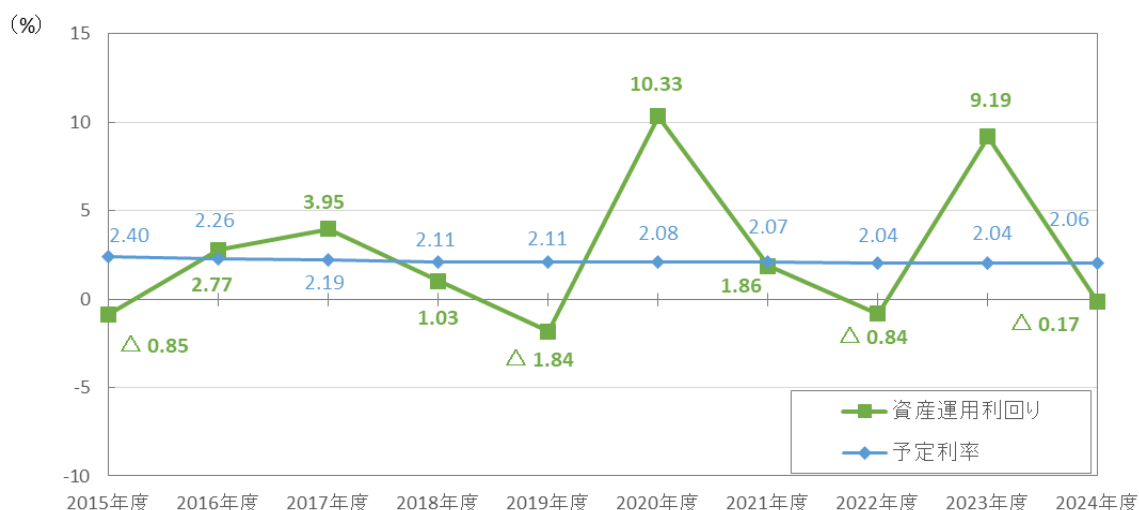
過去 10 年間の資産運用利回りおよび予定利率の平均値の推移は、＜図表 3－①＞および＜図表 3－②＞の通りです（規約型は 3 月末決算のみを対象に集計）。

資産運用利回りについては、長期的な運用目標に応じたりスクをとった資産運用をする制度が一般的であることから年度毎に大きな変動が見られます。ただし、過去 10 年間の利回りを 1 年あたりに換算すると基金型で 2.47%、規約型で 2.37%となっており、長期的に見て一定程度の収益が得られていると考えられます。

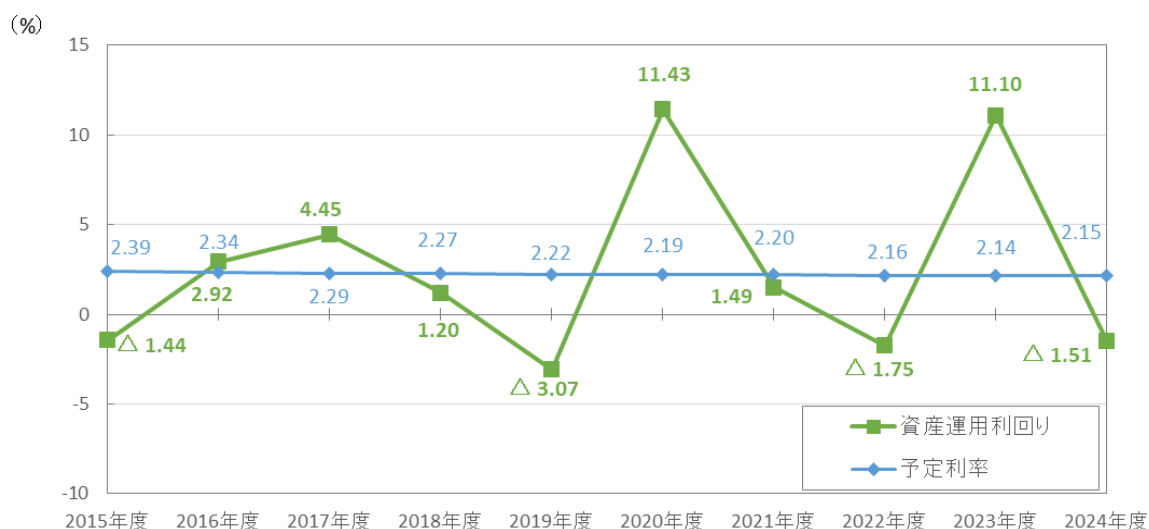
一方で、予定利率は、財政運営の安定志向を反映して近年まで低下傾向にありましたが、一部制度で予定利率の引き上げを行ったため、昨年度から少し上昇しました。資産運用利回りと予定利率との比較をすると、過去 10 年間では資産運用利回りの方が上回っており、多くの制度で利差益が発生しています。

なお、足元の国債の利回りは上昇してきており、今後、下限予定利率も上昇することが想定されます。確定給付企業年金の予定利率は、財政再計算を行う際には下限予定利率以上であることが法令上定められています。下限予定利率が上昇した場合には、予定利率が低い制度において予定利率引上げを行わなければならないような状況も想定されます。

＜図表 3－①＞基金型における過去 10 年間の資産運用利回りおよび予定利率の平均値の推移
（3 月末決算）



＜図表 3－②＞規約型における過去 10 年間の資産運用利回りおよび予定利率の平均値の推移
（3 月末決算）



（注）3 月末決算のみを対象に集計。

3. 継続基準の積立比率について

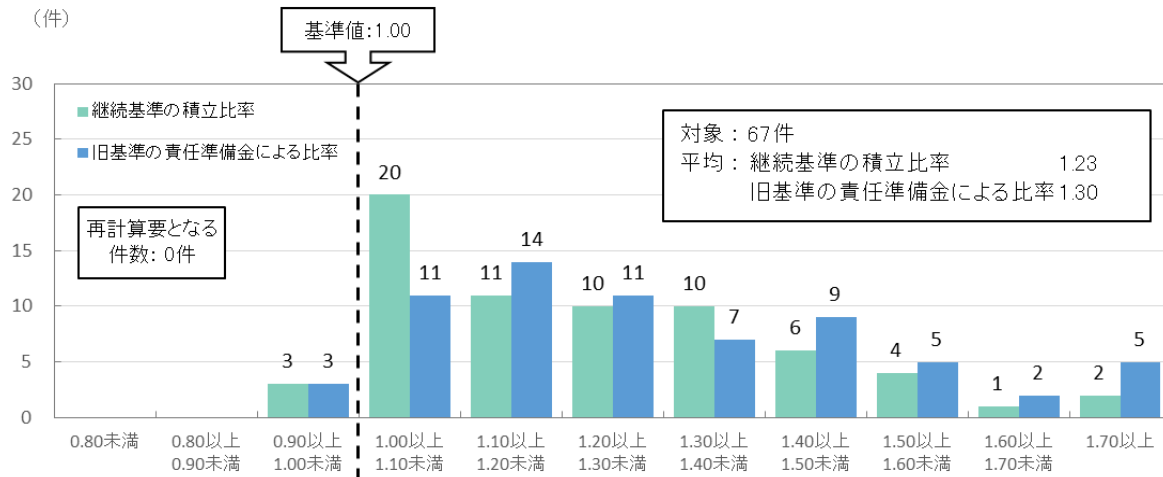
継続基準の積立比率（＝純資産額÷責任準備金）の分布状況は、＜図表4－①＞および＜図表4－②＞の通りです。2017年1月に導入された財政運営基準により積立剰余に相当する額が責任準備金に含まれるように変更されていますので、ご参考として旧基準の責任準備金（数理債務－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価）による比率も載せています。

継続基準の財政検証は、年金制度が今後も継続していく前提で将来の給付を賄うために必要な額（責任準備金）に対して積立金を十分保有しているかどうか検証するものであり、当該比率が1.00以上であることが求められます。ただし、1.00を下回っていても、財政再計算の要否の基準（＝（数理上資産額＋許容繰越不足金）÷責任準備金）が1.00以上であれば、財政再計算の実施を留保することができます。

積立比率の平均値は基金型で1.23（昨年度：1.19）、規約型で1.24（昨年度：1.21）となり、基金型、規約型ともに昨年度から上昇しました。旧基準の責任準備金による比率の平均値は基金型で1.30（昨年度：1.33）、規約型で1.36（昨年度：1.33）となりました。

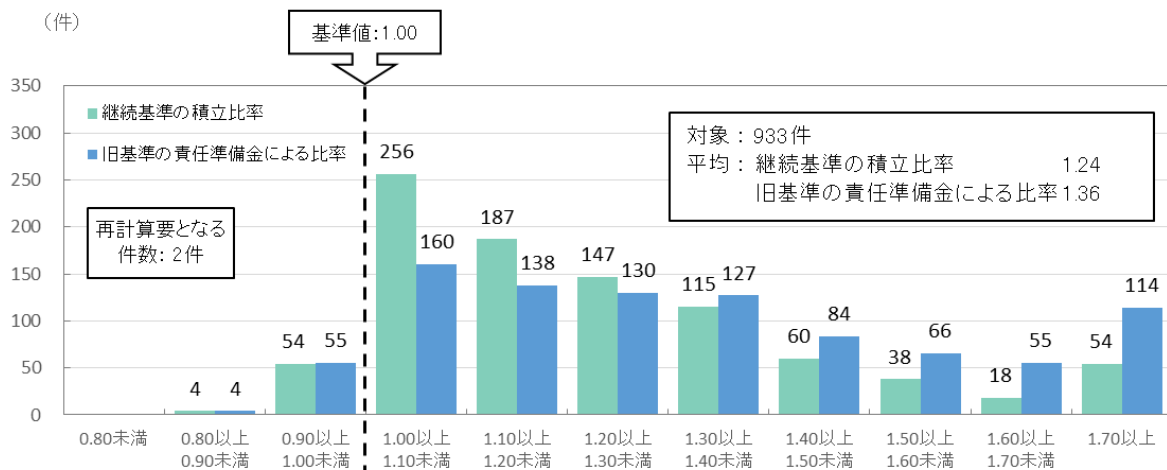
また、「継続基準の積立比率」が基準値を下回る制度は基金型で3件、規約型で58件ありましたが、一方で、「財政再計算の要否の基準」において基準値を下回る制度は基金型で0件、規約型で2件と、大半の制度において財政再計算の実施を留保することができる結果となりました。

＜図表4－①＞基金型における継続基準の積立比率の分布状況（2025年3月末決算）



＜図表4－②＞規約型における継続基準の積立比率の分布状況

（2024年9月末決算、2024年12月末決算、2025年3月末決算、2025年6月末決算）



4. 非継続基準の積立比率について

非継続基準の積立比率（＝純資産額÷最低積立基準額）の分布状況は、＜図表５－①＞および＜図表５－②＞の通りです。

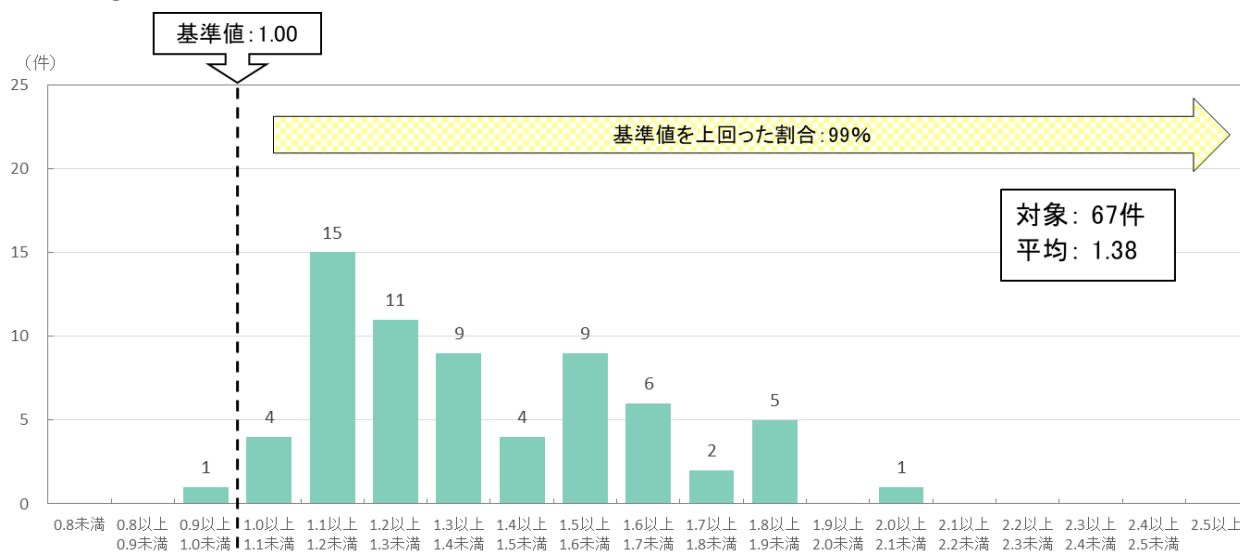
非継続基準の財政検証は、年金制度を終了した場合に既に発生しているとみなされる債務（最低積立基準額）に対し積立金を十分保有しているか検証するものであり、当該比率が1.00以上であることが求められます。

積立比率の分布状況は、基金型においては全体の約99%（昨年度：約99%）が、規約型においては全体の約95%（昨年度：約94%）が基準値を上回っております。

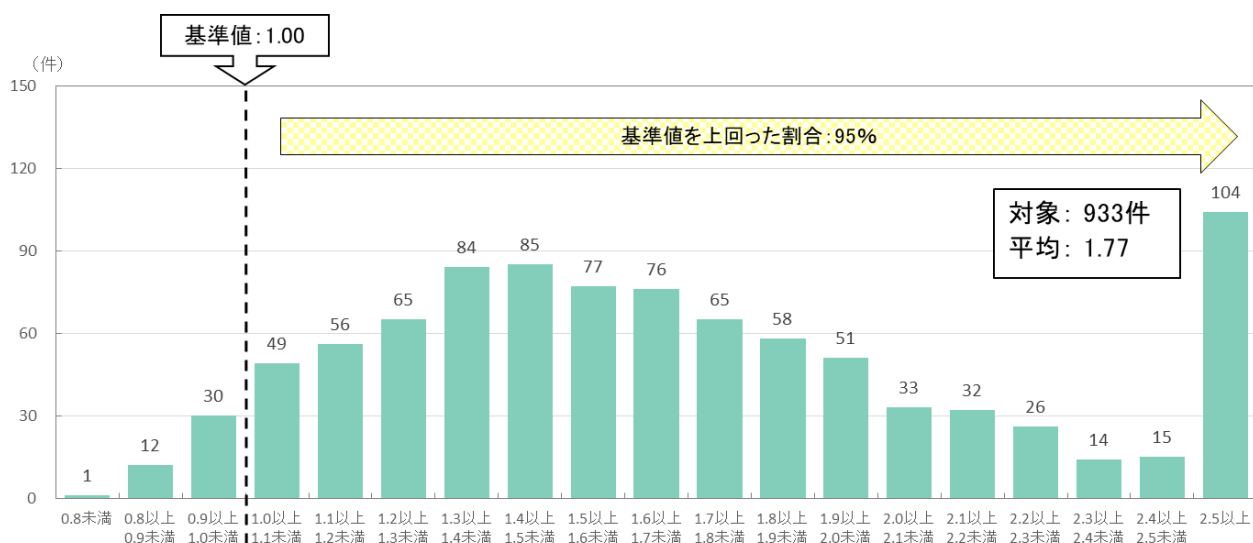
また積立比率の平均値は、基金型で1.38（昨年度：1.36）、規約型で1.77（昨年度：1.70）でした。

2024年度は、非継続基準の予定利率が上昇したこと等の影響により、基金型、規約型ともに積立比率は昨年度から上昇しました。

＜図表５－①＞基金型における非継続基準の積立比率の分布状況（2025年3月末決算）



＜図表５－②＞規約型における非継続基準の積立比率の分布状況
（2024年9月末決算、2024年12月末決算、2025年3月末決算、2025年6月末決算）



5. 積立超過の財政検証について

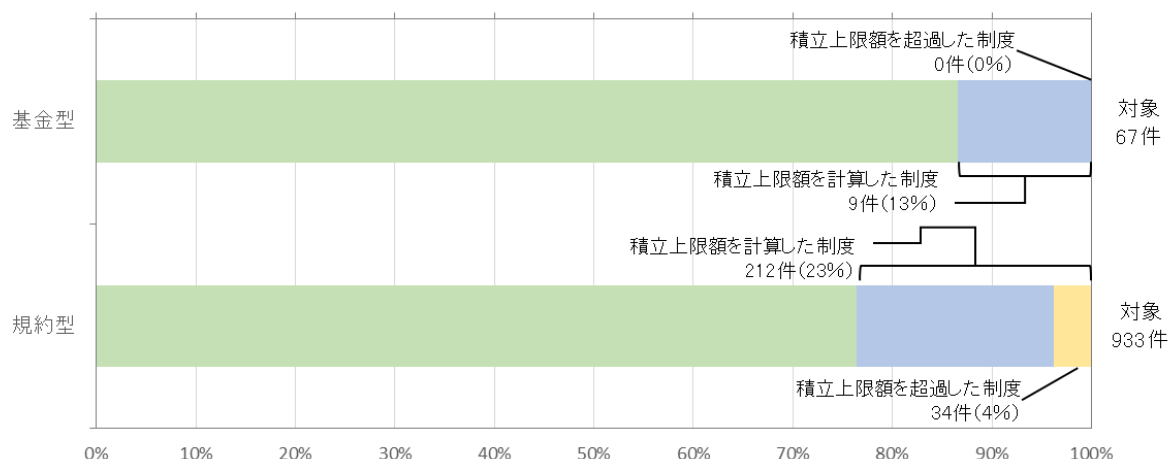
積立超過の財政検証の状況は、＜図表6＞の通りです。

積立超過の財政検証では、数理上資産額が積立上限額を超過していないかどうかを検証します。積立上限額を超過した場合は、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の最初に拠出する分から、掛金を一部または全部停止しなければなりません。

積立上限額は、「積立上限額算出のための数理債務」と最低積立基準額のいずれか大きい額を1.5倍した額ですが、「積立上限額算出のための数理債務」は、より保守的な見込みで計算するため、「財政検証における数理債務」以上となります。下限予定利率を用いて実際に「積立上限額算出のための数理債務」を算出した先のこれらの数理債務の比率（＝「積立上限額算出のための数理債務」÷「財政検証における数理債務」）の平均値は、基金型で1.71（昨年度：1.77）、規約型で1.51（昨年度：1.58）でした。下限予定利率が昨年度から上昇したことにより、比率が減少したと考えられます。なお、数理上資産額が「財政検証における数理債務」と最低積立基準額のいずれか大きい額を1.5倍した額を上回らない場合は、数理上資産額が積立上限額以下となることが確実となるため、積立上限額の計算は不要とされています。

積立上限額を計算した制度の割合は基金型で約13%（昨年度：約13%）、規約型で約23%（昨年度：約20%）であり、積立上限額を超過した制度の割合は基金型で0%（昨年度：0%）、規約型で約4%（昨年度：約3%）でした。

＜図表6＞積立超過の財政検証の状況



6. まとめ

2024年9月末決算と2024年12月末決算については、国内外の株価上昇の影響から資産運用が好調に推移したため、継続基準の積立比率は昨年度から上昇し、基準値を上回る制度が多数を占めました。2025年3月末決算と2025年6月末決算についても、利差損の発生した制度が多かったといえますが、依然として基準値を上回る制度が多数を占めました。また、基準値を下回った制度についても、大半は積立不足が許容繰越不足金の範囲内に収まり、財政再計算の実施を留保することができました。

非継続基準については、最低積立基準額の算出に使用する予定利率が上昇した影響もあり、積立比率は上昇し、こちらも基準値を上回る制度が多数を占めました。なお、足元の国債の利回りは上昇してきており、今後も最低積立基準額の算出に使用する予定利率は上昇していくことが予想されます。そのため、資産運用の状況にもよりますが、最低積立基準額の減少により非継続基準の積立比率は上昇していくことが見込まれます。

今年度は2025年4月以降の運用環境の悪化などにより財政状況が悪化した制度も見られますが、それでも引き続き継続基準、非継続基準とも一定の余裕を持って基準を上回っている制度が多く、概ね安定した財政運営が行われていることが見受けられました。しかし、その一方で、ここ数年の急激な物価上昇により、給付の実質的な価値は目減りしてきていると考えられます。剰余金が十分に確保できている場合、不足金発生時のバッファとして一定額を留保しつつ、一部を給付改善の原資として活用することも考えられます。

（信託年金営業部 コンサルティング室 数理グループ 佐藤 信太）

受給権者死亡時の届出手続きと法令改正について

今月のコラムは、2025年6月20日に公布された年金制度改正法に関連して、あるDBの事務担当者から、受給権者死亡時の届出において添付書類の省略がどのような条件で可能になるのか、法令改正の内容について照会を受けた、ある信託銀行の企業年金制度事務の担当者「Aさん」とその上司「B課長」との会話です。

Aさん：B課長、少しお時間いただけますか。確定給付企業年金（以下、「DB」という。）の受給権者が亡くなった際の届出について、法令改正がありましたので、整理しておきたいと思ひまして。

B課長：それは良いことです。まずは現行制度における事務手続きから確認しましょう。

Aさん：はい。死亡の届出は、DB法施行規則第118条に規定されているとおり、遺族が死亡届に受給権者の死亡を証する書類を添付して、事業主または企業年金基金（以下、「基金」という。）に提出する必要があります。

B課長：そうですね。これらの書類が提出されることで、事業主や基金は失権処理を行うこととなります。また、数年前からは、事業主や基金が遺族による死亡届の提出に加えて、失権処理の手段が増えましたね。

Aさん：はい。令和4年5月18日に発出された事務連絡（※）により、企業年金連合会を經由して住民基本台帳ネットワーク（以下、「住基ネット」という。）や日本年金機構が保有する死亡情報によって死亡の確認ができた場合には、事業主や基金の責任と判断のもと失権処理が可能とされています。

B課長：遺族からの死亡届等の書類の提出はどうなりますか。

Aさん：法令が変更となったわけではありませんので、事業主や基金への死亡届等の書類の提出は従来どおり必要です。

B課長：そうですね。現行の事務手続きはその通りです。では、続いて、2025年10月1日付で改正されたDB法施行規則第118条の内容を確認しましょう。〈図表1〉

〈図表1〉2025年10月1日施行 確定給付企業年金法施行規則改正内容(抜粋)

現行	改正後
確定給付企業年金法施行規則 第百十八条 法第九十九条の規定による死亡の届出は、届書に、受給権者の死亡を証する書類を添付して、事業主等又は連合会に提出することによって行うものとする。	確定給付企業年金法施行規則 第百十八条 法第九十九条の規定による死亡の届出は、事業主等又は連合会に対し、届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより行うものとし、その届出に当たっては、受給権者の死亡を証する書類を添付するものとする。ただし、情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。

Aさん：今回の法令改正では、死亡の届出に関する規定が一部変更され、何か新しい手段が追加されたと承知していますが、念のため確認させてください。

B課長：今回の改正では、従来の紙の届出に加えて電子情報処理組織（電子メール等）による届出も可能になりました。また、受給権者の死亡を証する添付書類の省略が可能となることも明記されました。

Aさん：添付書類の省略は、どのような条件で可能となるのでしょうか。

B課長：改正前は、受給権者の死亡を証する書類の添付が必須でしたが、改正後は、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を通じて取得した情報により確認が行われた場合には、その添付を省略できるとされています。

A さ ん：ただし、現時点では、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を通じて死亡情報を取得することはできません。そのため、今後取得が可能になれば、この仕組みを活用できるということになりますね。

B 課 長：そうですね。では次に、年金制度改正法による2026年4月1日施行のDB法第99条の改正内容を確認しましょう。〈図表2〉

〈図表2〉2026年4月1日施行 確定給付企業年金法改正内容(抜粋)

現行	改正後
確定給付企業年金法 第九十九条 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、三十日以内に、その旨を事業主等又は連合会に届け出なければならない。	確定給付企業年金法 第九十九条 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、三十日以内に、その旨を事業主等又は連合会に届け出なければならない。 <u>ただし、厚生労働省令で定める受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。</u>

A さ ん：新たに追加された条文では、下線部分に記載されているとおり、厚生労働省令で定める場合に該当する受給権者が死亡した場合には、従来必要とされていた死亡の届出を省略できることが明記されています。

B 課 長：現時点では、どのような場合が該当するのかまだ明確にされていませんが、今後、企業年金連合会を経由して住基ネットでの死亡確認ができるようになれば、死亡の届出が不要になると良いですね。

A さ ん：そうですね。ちなみに、国（国から委託された業務を行っている日本年金機構）ではどのように死亡の確認を行っているのでしょうか。

B 課 長：日本年金機構では、DBと同様に死亡届を提出していただき、添付された死亡の事実を証する書類で確認を行っています。

A さ ん：日本年金機構では、死亡情報を電磁的な方法で取得するような仕組みを活用しているのでしょうか。

B 課 長：そうですね、日本年金機構にマイナンバーが登録されていれば、市区町村の死亡情報が住基ネットを通じて自動的に連携されますので、届出を省略することが可能です。

A さ ん：そうなのですか、自動連携は便利ですね。ちなみに、未支給年金や遺族年金の裁定請求も自動連携されるのでしょうか。

B 課 長：いいえ、未支給年金や遺族年金については、遺族からの裁定請求が必要です。この点については事業主や基金も同様ですね。

A さ ん：わかりました。法令改正に伴う死亡に関する届出について整理できましたので、お客さま向けの資料を作成し、ご案内します。ありがとうございました。

(※)令和4年5月18日に厚生労働省年金局企業年金・個人年金課から事務連絡「企業年金連合会からの照会事項についての回答」(企業年金連合会から厚生労働省への「他年金選択(併給調整)による支給停止情報の提供及び日本年金機構・住民基本台帳ネットワークからの情報に基づく失権処理について(照会)」に対して、厚生労働省から企業年金連合会に回答したことを周知するもの)が発出されています。以下は、令和4年3月31日の企業年金連合会から厚生労働省への照会と令和4年5月18日の厚生労働省から企業年金連合会への回答が掲載されている関東信越厚生局のウェブサイトのURLです。

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/nenkin/check/kakutei_00003.html

(信託年金営業部 インサイドビジネス室 川端 由美)

企業年金ノート 2025(令和7)年11月号 No.691

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託年金企画部 りそな年金研究所

〒540-8610 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1

TEL: 06-6268-1750 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp

りそな銀行(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>

りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.my.salesforce-sites.com>

